

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する

都市計画変更について

文京区都市計画部都市計画課

令和2年11月

1 これまでの経緯

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、本都市計画区域マスタープランは東京都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものである。
- (2) このたび、東京都では平成26年に策定された現行の都市計画区域マスタープランを、社会情勢の変化や国の動きとともに、都市づくり関連の計画を反映させるため、都市計画変更するものである。
- (3) 東京都は都市計画区域マスタープラン（原案）を令和2年5月26日に発表した。

2 都市計画区域マスタープランの都市計画変更について

「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映し改定する。

3 今後の予定

今後は、都市計画区域マスタープラン（案）の区への意見照会（都市計画法第18条）が予定されている。